

動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの
対応指針の改訂の概要

平成 29 年 11 月
環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

第 1. 改訂の趣旨

平成 22 年度に初めて動物園等において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことを受け、環境省では、平成 24 年に現在の「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」（以下、「対応指針」）を策定し、動物園等において適切な対応を取るよう呼びかけてきたところ、平成 28 年度に約 5 年ぶりに動物園等において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、各動物園等において防疫措置が行われましたが、感染拡大防止にあたり新たな課題が明らかとなりました。

環境省では、上記の課題に対応するとともに、平成 29 年 10 月に改訂された「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」の内容と整合を図るなど最新の情報を反映させる観点から、対応指針の改訂を図るための検討会を開催しました。今回、検討会での議論と、自治体等からの意見をふまえ、対応指針の改訂を行うものです。

第 2. 改訂の主な内容

1. 2 次感染への対応について記載

平成 28 年度の動物園等における高病原性鳥インフルエンザの発生への対応では、感染鳥から他の飼養鳥への 2 次感染があったことを踏まえ、感染鳥のみならず感染疑いの鳥についても隔離及び消毒等の防疫措置を実施すること、飼育担当者によるウイルス伝播を起こさないよう注意すること等の内容を追記しました。

2. ウイルスの検査及び連絡体制の整備について記載

自治体の動物愛護管理主管課において、関係部局と連携して円滑な情報共有と対応を確保するとともに、あらかじめ検査実施体制を整備し、確定検査の実施にあたっては環境省動物愛護管理室が確定検査機関と実施に向けて調整を行うことを明記しました。